

令和2年5月8日

農学部教職員各位

農学部長 村山 秀樹

昨日開催されました新型コロナウイルスに係る総合対策本部会議の審議を受け、令和2年4月17日付けの農学部長通知を次のとおり日程等を変更して実施することにしましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、貴所属の学生の皆さんへの周知についてもよろしくお願いいたします。

1 教職員の在宅勤務について

教職員は、引き続き5月31日(日)までの期間を基本的に在宅勤務とします。ただし、次の教職員については、出勤の上勤務願うこととします。

- ① オンライン授業実施するために必要な職員
- ② 安全衛生管理上必要な職員
- ③ 施設管理上必要な職員
- ④ 学部長が指定する必要な教職員
- ⑤ その他農学部の管理運営上必要な最小限の職員

なお、具体的な取扱いは「新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置（在宅勤務）について」令和2年4月24日付け農学部長通知の「3 適用期間」を令和2年5月31日までに変更して取扱い願います。

2 出入口の制限について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月13日(月)から建物の出入口の電子錠を終日施錠していますが、この措置を5月31日(日)まで継続します。基本的には現在の土日と同様の体制となりますが、1号館南側の出入口1カ所のみは郵便物、宅配、納入業者などの出入りのため平日の7:00~19:00は開けた状態にします。

3 学生の授業について

4月20日(月)から遠隔授業を開始しています。ただし、学期の終了時期は変更しません。

4 授業の実施方法について

(1) 講義および演習

面接(対面)講義は原則実施せず、WebClassを使用します。

学生の皆さんは、WebClassへのアクセスや遠隔講義などの通信を伴うこととなりますが、どうしても設備・通信環境が不十分で対応できない場合には、ホームページにも記載しておりますが学務担当(nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp)まで連絡願います。

(2) 実験・実習

学務委員会において当面の実施方法について検討し、実施可能なところから実施中です。

(3) 卒業論文、修士の特別研究などの研究活動

5月31日(日)までは研究室での研究活動は自粛してください。動物の飼育や植物の管理等の特別な理由により、やむを得ず大学で活動が必要な場合には、指導教員の判断で活動させることができることといたします。研究活動が必要な場合には、入退室の記録を作成し、注意すべき三原則を守ってください。入退室の記録は1週間ごとに取りまとめ、週明けの月曜日に総務課総務担当に提出してください。

【注意すべき三原則（屋内）】

- ① 十分な換気（部屋の大きさにもよりますが一般的に1～2時間毎に5～10分程度）
- ② 人との距離を確保
- ③ 近距離での会話回避

5 教職員・学生の県外への移動について

不要不急な県外への移動は自粛してください。

教職員の出張についても、当面の間、原則として山形県外への出張は認めないこととします。ただし、特別な理由により県外への移動が必要な場合には、農学部長宛に協議願い、許可を得るものとします。鶴岡に戻った後の自宅待機などの指示に従ってください。

教職員と学生ともに、県外へ移動した場合、原則、自宅・アパート等の居所に戻ってから14日間は健康状態を確認する期間とし、鶴岡キャンパスに来ることは自粛してください。14日間の健康状態確認期間において発熱、咳・のどの痛みなどの呼吸器症状、倦怠感、味覚・嗅覚の異常などが発症した場合は、山形大学保健管理センター(023-628-4154)に連絡してください。

6 教職員・学生の県外からの来訪者と接触について

県外からの来訪者と濃厚接触した場合も、濃厚接触から14日間は健康状態を確認する期間とし、鶴岡キャンパスに来ることは自粛してください。

7 各種会議の開催方法について

学部内の各種会議については、できるだけオンライン化を目指しながら、当面はメール等で実施可能なところはメール等を利用することとし、会議は短時間(30分以内)で終了させることに協力願います。

8 教職員・学生の外出等について

(1) 不要不急な外出は自粛してください。

(2) 密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して行動してください。

特に ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられていますのでご注意願います。

以上